

○ 商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令（平成十九年経済産業省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。

改 正 後	改 正 前
商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十四条に規定する商品投資契約に基づいて出資された財産を管理する者は、当該財産を次に掲げるところにより管理しなければならない。	商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十四条に規定する商品投資契約に基づいて出資された財産を管理する者は、当該財産を次に掲げるところにより管理しなければならない。
一　【略】	一　【同上】
二　当該財産を自己のその他の財産と区分して経理し、かつ、運用するため預託する場合を除き、次に掲げる方法により適切に管理を行うこと。	二　【同上】
イ　【略】	イ　【同上】
ロ　信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）又は外国の法令に準拠し、外国において信託業務（同項に規定する信託業務をいう。）を行う者への金銭信託で元本補填の契約のあるもの（当該財産であることがその名義により明らかなものに限る。）	ロ　信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）又は外国の法令に準拠し、外国において信託業務（同項に規定する信託業務をいう。）を行う者への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの（当該財産であることがその名義により明らかなものに限る。）
ハ　【略】	ハ　【同上】
二　暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律（平成二十一年法	二　【号の細分を加える。】

律第五十九号) 第二条第八項に規定する暗号資産交換業者又は同
条第九項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。)への管理の
委託(他人のために暗号資産(同条第五項に規定する暗号資産を
いう。)の管理を業として行うことにつき同法以外の法律に特別
の規定のある者への当該管理の委託を含み、当該財産であること
がその名義により明らかなものに限る。)

備考 表中の「」の記載は注記である。